

姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内の定期航路事業者が行う新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）に係る感染防止対策に要する経費の一部を補助することにより、市民が安心して地域公共交通を利用することができる環境を確保し、もって地域公共交通の維持に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定期航路事業者 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業を営む者をいう。
- (2) 補助対象期間 令和3年8月20日から令和4年3月10日までの間で新型コロナウイルス対応型運航を実施した日数のうち180日を超えない期間
- (3) 新型コロナウイルス対応型運航 必要な感染症対策を行った上で、船内等の密度を上げないよう配慮した運航をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 新型コロナウイルス対応型運航を実施する事業者であること。
- (2) 市内に本社、支社、営業所等の営業拠点を有する定期航路事業者であって、市内の港を起点及び終点とした航路を有する者であること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象期間に新型コロナウイルス対応型運航を実施するために要する経費であって、次の算式により算定した額とする。ただし、他の補助事業により補助金等（姫路市離島航路補助金を除く。）を受けた場合は、当該補助金等の額を控除した額とする。

運航経費 × (輸送力割合 - 輸送人員割合) - 運航期間に相応した国庫補助金等収入

備考 この算式中次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

運航経費 1日1台当たり17万円×稼働隻数×運航日数

輸送力割合 補助対象期間中の輸送力(実運航キロ) ÷ 前々年同時期の輸送力(実運航キロ)

輸送人員割合 補助対象期間中の輸送人員 ÷ 前々年同時期の輸送人員

運航期間に相応した国庫補助金等収入 国から雇用調整助成金を受領した場合は、当該雇用調整助成金の総額のうち乗務員に係る1日当たりの助成相当額に運航日数を乗じて得た額(当該額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。国から持続化給付金を受領した場合は、当該持続化給付金の1日当たりの助成相当額に運航日数を乗じて得た額(当該額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1に相当する額(千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、姫路市地域公共交通(定期航路)新型コロナウイルス対応型運航事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1補助対象者につき1回を限度とする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは姫路市地域公共交通(定期航路)新型コロナウイルス対応型運航事業補助金交付決定書(様式第2号)により、補助金を交付しない

と決定したときは書面により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件等)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 第7条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

(交付決定の変更)

第10条 補助事業者は、交付決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、交付決定の内容を変更し、姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告等)

第11条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに当該状況に関し報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業遂行困難状況報告書（様式第5号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の中止及び廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、姫路市

地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合において、当該補助事業の中止又は廃止を承認するときは、その旨を姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が終了したときは、終了した日から後30日を経過する日又は令和4年3月15日のいずれか早い日までに姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該実績報告に係る書類を審査し、補助金の額を確定し、姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業補助金額確定通知書（様式第9号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額が、第7条又は第10条第2項の規定により通知された額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第15条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定した場合において、補助金の交付を受けようとするときは、姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業補助金請求書（様式第10号）に必要書類を添付して、市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（調査及び措置）

第16条 市長は、補助事業を適切に執行させるため、必要に応じ、補助事業者につ

いて調査をすることができる。

2 市長は、当該補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合には、その旨を姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条第1項の規定により交付決定の取消しを行った場合において、当該取り消した部分に係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(延滞利息)

第19条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(補助金の経理等)

第20条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る経理について、その収支状況を明らかにするため、他の経理と明確に区別した帳簿等を備えておかなければならない。

2 前項の帳簿及び当該補助金の経理に係る証拠書類は、当該補助金の交付を受けた

日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月5日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者 住 所

名 称

代表者職氏名

姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業補助金を交付願いたく、姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運行事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 補助事業名 姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
- 4 その他

様式第2号（第7条関係）

姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業補助金
交付決定通知書

年 月 日

様

姫路市長 印

年 月 日付で申請のあった姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業については、下記の条件を付して交付することに決定したので通知します。

記

- 1 交付金額 円
- 2 補助事業名 姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業
- 3 交付条件 姫路市補助金等交付規則（昭和43年規則第60号）及び姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業補助金交付要綱に従わなければならない。

様式第3号（第10条関係）

姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業補助金変更交付申請書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者 住所

名称

代表者職氏名

年 月 日付けで交付決定のあった姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業の内容を下記のとおり変更し、補助金の交付を受けたいので承認願いたく、姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 変更交付申請額 円
- 2 交付金額 円
- 3 補助事業名 姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業
- 4 添付書類
 - (1) 変更理由書
 - (2) 変更関係書類
- 5 その他

様式第4号（第10条関係）

姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業補助金
変更交付決定通知書

年 月 日

様

姫路市長

印

年 月 日付で変更申請のあった姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業補助金については、下記の条件を付して変更して交付することに決定したので通知します。

記

- 1 交付金額 円
- 2 補助事業名 姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業
- 3 交付条件 姫路市補助金等交付規則（昭和43年規則第60号）及び姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業補助金交付要綱に従わなければならない。

様式第5号（第11条関係）

姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業遂行困難状況報告書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者 住 所

名 称

代表者職氏名

年 月 日付けで交付決定のあった姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業について、下記のとおり事業の遂行が困難となったので、承認願いたく、姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の遂行が困難な理由
- 2 今後の見通しと所見
- 3 その他

様式第6号（第12条関係）

姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業
中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者 住 所

名 称

代表者職氏名

年 月 日付けで交付決定のあった姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく、姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 廃止予定年月日

年 月 日

中止予定期間

年 月 日から

年 月 日まで

様式第7号（第12条関係）

姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業
中止（廃止）承認通知書

年 月 日

様

姫路市長

印

年 月 日付で中止（廃止）申請のあった、姫路市地域公共交通（定期航路）
新型コロナウイルス対応型運航事業については、下記のとおり承認することに決定したので
通知します。

記

年 月 日付で申請のあった事業は、姫路市地域公共交通（定期航路）新
型コロナウイルス対応型運航事業中止（廃止）承認申請書に記載のとおり中止（廃止）す
る。

様式第8号（第13条関係）

姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業実績報告書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者 住所

名称

代表者職氏名

年 月 日付けで交付決定のあった姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業を下記のとおり実施したので、姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業補助金交付要綱第13条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 補助対象経費実績

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 必要経費 | 円 |
| (2) 必要経費に対する収入（見込額を含む。） | 円 |
| (3) (1)と(2)の差 | 円 |

2 実績（項目別）

3 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 補助金交付決定通知書（写し）又は補助金変更交付決定通知書（写し）
- (3) その他

様式第9号（第14条関係）

姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業補助金額確定通知書

年 月 日

様

姫路市長

印

姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業補助金として、下記のとおり補助金額を確定したので、通知します。

記

確定額

金

円

様式第10号（第15条関係）

姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業補助金請求書

金 円也

ただし、 年度姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業補助金

補助金交付決定額	円
補助金確定額	円
既受領額	円
今回請求額	円

<根拠>	補助金交付決定通知	年	月	日
	補助金変更交付決定通知	年	月	日
	補助金額確定通知	年	月	日

上記のとおり、補助金を交付されたく、姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業補助金交付要綱第15条の規定により、請求します。

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者 住所

名称

代表者職氏名

（添付書類）

様式第11号（第17条関係）

姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業補助金
交付決定取消通知書

年 月 日

様

姫路市長

印

年 月 日付で交付決定をした姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業補助金については、その全部（一部）を下記のとおり取り消したので、姫路市地域公共交通（定期航路）新型コロナウイルス対応型運航事業補助金交付要綱第17条第2項の規定により通知します。

記

1 当初交付決定に係る補助金の額

円

2 取消しに係る補助金の額

円

3 取消し後の補助金の額

円

4 取消しの理由